

設備投資に係る新たな固定資産税特例について

～飯塚市内の中小企業の設備投資を支援します～

中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援する「生産性向上特別措置法案」が今通常国会に提出されています。

今後3年間を集中投資期間と位置づけ、認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例が講じられます。

飯塚市は、本法案の成立を前提として、償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を進めていきます*

*本特例措置は、上記法案の成立のほか、関連条例改正案の議決が前提になります。

【生産性向上特別措置法案】 POINT!

国
(導入促進指針の策定)

協議

同意

市区町村
(導入促進基本計画の策定)

申請

認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後、「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資(詳細下記)が対象

3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

※優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください。

【対象者】

中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、本特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等(大企業の子会社を除く)に限ります。

【対象期間】

当該特例措置は、集中投資期間(2018年度～2020年度)に限定

【対象設備】 ※市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けた日から2021年3月31日までの間において取得されるものに限ります。

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内)

【今後の流れについて】

- 「生産性向上特別措置法案」の公布・施行を見据えて、6月市議会に関連条例改正案を提出します。
- 関連条例改正後、国が策定する「導入促進指針」に基づき、「導入促進基本計画」を策定し、国との協議を行います。
- 国の同意を受けた後、市内の中小企業者の皆様は、本市の計画を踏まえて「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けることが必要です。
- 「先端設備等導入計画」の申請方法や時期等につきましては、決まり次第、市のホームページ等でお知らせをいたします。

優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等については、その点も加味した優先採択が行われます。対象となる補助金は以下のとおりです。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援事業 (ものづくり・サービス補助金)	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援 【公募期間】平成30年2月28日(水)～4月27日(金)
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援 【公募期間】平成30年3月9日(金)～5月18日(金)
戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン補助金)	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上 IT導入支援事業 (IT補助金)	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール(ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等)の導入を支援

<お問合せ先>

飯塚市 経済部 産学振興課 / 電話：0948-22-5500 (内線1452・1453)

e-mail：sangaku@city.iizuka.lg.jp

行政経営部 税務課 / 電話：0948-22-5500 (内線1054)

e-mail：zeimu@city.iizuka.lg.jp